

地域子ども・子育て支援事業に係る 提供区域の設定（案）について

1 地域子ども・子育て支援事業について

対象事業及び事業内容は、別紙のとおり

2 これまでの検討経緯

(1) 第3回作業部会（4月18日）での中間整理

法定13事業の内容は多岐にわたるために、それぞれの事業の特性を踏まえた区域設定を考える必要があるとして、葛飾区全域（1区域）、又は4区域の2案に絞って引き続き検討とした。

(2) 第4回子ども・子育て会議（4月25日）での経過

各事業内容への意見等はあったものの提供区域の設定に関する意見は特段なかった。

3 第4回作業部会（5月16日開催）での検討状況

(1) 主な意見等

- 幼稚園では多くの園で預かり保育を実施している状況にある。
- 学童保育クラブは小学校内での整備が進んでおり、わくわくチャレンジ広場や学校選択制とも関係してくる。
- 教育・保育のニーズとある程度連動する感じもするが、その上で区域をどのように考えるか。

(2) 作業部会でのとりまとめ

- 法定13事業の多くは、幼稚園や保育所などに付随する事業という性質があるため、区域を分ける必要はない。

4 対応方針案

- 法定13事業における区域は、教育・保育のような認可・認定の際の需給調整（供給不足の場合の原則認可など）の基礎単位とはならず、区市町村事業として適切な目標事業量を設定することとなること
- 法定13事業は、その事業の性質から、多くが保育所や幼稚園などの併設機能として実施していること
- 基盤整備を想定した場合、保育所等の設置や認定こども園への移行などと合わせて整備することが中心となると考えられること
- 個々の事業単独での区域設定にはなじまず区全体の事業と位置付けられると見込まれるものは、本区全域（1区域）を提供区域とすることが適当と考えられること

以上の観点を踏まえた対応方針案は次のとおり。

- 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域については、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、本区全域（1区域）とする。

【対応方針図案】

地域子ども・子育て支援事業の提供区域＝葛飾区全域（1区域）

